

低入札価格調査対象工事に係る公共工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せの排除等を図るための対策について

平成18年8月1日 18経第724号 大臣官房経理課長から
大臣官房地方課長、大臣官房統計部長、各局長、農林水産技術会議事務局長、各庁長官、農林水産研修所長、農林水産政策研究所長

農林水産省所管の公共工事において、低入札価格調査対象工事の増加が見受けられるが、いわゆるダンピング受注については、工事の品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等が懸念されるため、これらを防止する対策を講じる必要がある。

このため、予定価格2億円以上の工事で低入札価格調査を実施した工事を対象に、下記の対策を実施することとしたので、遺憾のないよう措置されたい。

なお、各発注機関の実情に応じ、予定価格2億円未満の工事をこの対象としても差し支えないことを申し添える。

おって、貴管下の施設等機関、地方支分部局の長への通知については、貴職からお願いする。

記

第1 低入札価格調査に係る情報の公表

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」(平成6年4月19日付け6経第751号大臣官房経理課長通知。以下「低入札事務手続」という。)に基づく低入札価格調査に係る情報の公表については、低入札事務手続第10に基づき、契約締結後速やかに担当窓口において閲覧に供するほか、各発注機関のホームページにおいても併せて公表するものとする。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について」(平成13年4月27日付け13経第172号大臣官房経理課長通知)の記7(1)イ(ア)に掲げる公表事項のうち、低入札事務手続第10(2)に規定する公表事項以外の低入札価格調査に関連する公表事項については、当該通知により、前段と併せて公表するものとする。

第2 適正な施工の確保の徹底

1 発注者の監督強化

(1) 低入札価格調査対象工事に係る監督体制については、各発注機関において定めている請負工事監督要領等(以下、「監督要領等」という。)に基づき、監督人員の確保、必要な技術能力を有する者の配置等に努めるとともに、必要に応じて監督業務の補助的作業に建設コンサルタント等の活用を図ることにより、監督体制を強化するものとする。

(2) 各発注機関において、監督要領等の点検項目について、低入札価格調査対象工事

の内容に応じ、重点的に確認すべき時期、内容等を別に定め、その徹底を図るものとする。

2 施工体制や技術者の専任制等に関する点検の実施

- (1) 工事現場における施工体制や監理技術者の専任制等の把握確認については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）により、発注者が点検その他の必要な措置を講じることが義務付けられ、「工事現場等における施工体制の点検要領の制定について」（平成13年4月27日付け13経第180号大臣官房経理課長通知。以下、「点検要領」という。）に基づき措置されているところであるが、特に低入札価格調査対象工事について、点検要領に基づく点検の徹底を図ることとする。また、各工事の監督職員は点検要領に基づくもののほか、当該工事の施工状況を踏まえ、随時、点検を実施するものとする。
- (2) 施工体制台帳提出時においては、受注者側積算と発注者側積算との乖離、当該工事が低価格で施工可能な理由等を確認し、低入札価格調査時に確認した内容と比較検証するものとする。特に、一般管理費等及び現場管理費の構成項目の内訳費用について、低入札価格調査時に確認した見込額から変更があった場合は理由書を提出させ、当該費用の使用目的に支障がないことを確認するものとする。

3 下請業者への適正な支払確認等の実施

- (1) 低入札事務手続の第4に基づく調査において、当該入札者が下請業者との施工を予定している場合は、下請けの状況、施工体系等を記載した計画書の提出を義務付け、確認することとする。
なお、下請業者に変更があった場合は、関係書類の再提出を確実に実施させることとする。
- (2) 上記(1)の低入札価格調査の結果を踏まえ、点検要領に規定する施工体制台帳の点検において、施工体制台帳に添付が義務付けられている下請契約書、再下請負通知書等に基づき、随時、下請業者への支払い状況の実態を把握し、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

4 受注者側技術者の増員

予定価格2億円以上の工事で、専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が、低入札価格調査対象工事となった場合、当該業者が当該発注機関管内で過去2年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置を求めるとし、その旨を入札説明書等で明記するものとする。

- (1) 70点未満の工事成績評定を通知された企業
- (2) 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

第3 適正な競争環境の整備

大規模工事について、国庫債務負担行為の設定を検討し、可能な限り分割発注を行

わないよう実施計画を設定することとする。

また、前工事と後工事の関係にある工事のうち、「政府調達に関する協定」(平成7年条約第23号)の適用を受ける前工事が、低入札価格調査対象工事となった場合においては、前工事の契約時において合意した単価等を後工事の積算で使用するものとし、その旨を入札説明書等で明記するものとする。